

＼ ところをつなぐ情報誌 ／

うきは

No.
356

2020.7.15
広報うきは



編集・発行：うきは市役所

〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316番地 TEL 0943-75-3111

\ ところをつなぐ情報誌 /

うきは

2020.7.15

No. 356

掲載記事は7月2日時点で作成しています。新型コロナウイルス感染症による影響で、掲載記事の変更やイベント等が中止・延期となる場合があります。詳しくは市ホームページ、各問い合わせ先で確認してください。

目 次

- 3 プレミアム付買い物券・成人式実行委員募集
- 4 介護保険料決定通知書
- 5 令和2年度介護保険料年間保険料額
- 6 ご存じですか？特別児童扶養手当
及び児童扶養手当
- 7 国民健康保険各種認定証の更新
- 8 保健課だより
- 10 あなたもスポーツ始めませんか？
- 12 耳納風土記「壊山物語」
- 14 人権・同和問題市民意識調査の結果
- 16 暮らしの情報
- 18 うきは市職員募集
- 20 まちの話題

今月の表紙



花結びプロジェクト（山春保育所）

熊本地震から4年、「豊肥本線全線復旧」「新D&S列車世界で36番目に大きい島、九州全県を巡る《36ぷらす3》の今秋デビュー！」「クルーズトレイン「ななつ星 in 九州」祝！「7」周年」の3つの明るいニュースを九州中で盛り上げたいという想いから、みんなで花を植えて、レールと共に花で繋がる「花結びプロジェクト」をJR九州が企画し、6月10日に山春保育所の4・5歳の園児たちと、ななつ星のクルー、D&S列車の客室乗務員が、皆で楽しくコスモスの種を植えました。種植えの合間に列車が通過するときには、皆ではたを振りました。

JR九州取締役常務執行役員 福永嘉之氏は、園児たちに、「花が咲くころにはまた、元気に列車に手を振ってください。」と話をしました。

また、種植えの様子やお花の成長記録などを「ななつ星ホームページ」や客室乗務員公式Instagramでお知らせいたします。ぜひ、ご覧ください。



プレミアム付「うきは市買い物券販売」



◆うきは市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少している事業者支援、地域内消費の喚起及び地域経済活性化のため、プレミアム付うきは市買い物券を下記の通り販売します。

- ◆販売額2億5,000万円
- ◆プレミアム率25%
(1冊10,000円で12,500円分)
- ◆使用期限 令和2年9月1日～
令和3年2月28日(6ヶ月間)
期限後は利用不可
- ◆事前予約制による販売です。

- ◆事前予約後、引換期間内に所定の会場で本人確認の上、現金と引換えします。
- ◆申込みが多数の場合は抽選し、少なかった場合は、引換日以降に販売します。
- ◆詳しくは商工会へお尋ね頂くか、新聞折込チラシ、商工会ホームページを参照下さい。
- ◆今年度は10月よりプレミアム付き商品券の電子化版『うきは市スマホ買い物券』も発行予定です。

●問合せ 商工会本所 ☎77-2239 支所 ☎75-3069 アドレス <http://ukiha-sho.com/>



令和3年うきは市成人式は1月10日(日)

☆うきは市出身で他市町村に転出された方でも、参加できます



◆日程 令和3年1月10日(日) 午後2時～(予定)

- ◆会場 白壁ホール
- ◆対象者 平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、
 - ①うきは市民(うきは市に住民登録がある方)
 - ⇒申込不要(12月中旬に案内ハガキを送付します)
 - ②うきは市出身で他市町村に転出し、うきは市での成人式を希望する方
 - ⇒便せん等に必要事項(成人者名、生年月日、案内ハガキの送付先住所・世帯主、日中連絡の取れる電話番号、出身小学校)をご記入の上、事務局へ郵送かFAXまたは電話で申し込みください。

◆申込締切 11月6日(金)

※新型コロナウイルス感染症の影響により式典の縮小や中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。

成人式の実行委員を募集します

令和3年成人式の企画・運営を行う新成人の実行委員を募集します。

月1回程度の会議を開催し、式典の内容や記念品等を決めていきます。

希望される方は、お友達お誘いのうえ下記事務局までご連絡ください。

*実行委員会(会議)は事務局と行い、9月から実施予定
募集締切は8月7日(金)

●申込・問合せ(事務局)

うきは市教育委員会 生涯学習課 社会教育係 成人式担当
〒839-1321 うきは市吉井町983番地1 TEL 75-3343、FAX 76-4724



令和2年実行委員の皆様

第7期（平成30～令和2年度）における所得段階別介護保険料

所得段階	対象者		基準額に 乗じる割合	年間介護 保険料（円）	
第1段階	本人及び世帯員 全員が市町村民 税非課税 本人が市町村民税 非課税だが世帯の 中に市町村民税課 税者がいる	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③公的年金等 収入額と合計所得金額等（※1）の合計額が80万円以下の方	0.30	22,309	
第2段階		80万円を超え120万円以下の方	0.5	37,181	
第3段階		120万円を超える方	0.7	52,053	
第4段階		80万円以下の方	0.90	66,925	
第5段階		80万円を超える方	1.00	74,361	
第6段階	本人が市町村民 税課税	合計所得金額から特 別控除額（※2）を引い た額が	120万円未満の方	1.20	89,233
第7段階			120万円以上200万円未満の方	1.35	100,387
第8段階			200万円以上300万円未満の方	1.60	118,978
第9段階			300万円以上320万円未満の方	1.65	122,696
第10段階			320万円以上340万円未満の方	1.70	126,414
第11段階			340万円以上360万円未満の方	1.75	130,132
第12段階			360万円以上380万円未満の方	1.80	133,850
第13段階			380万円以上400万円未満の方	1.85	137,568
第14段階			400万円以上420万円未満の方	1.90	141,286
第15段階			420万円以上440万円未満の方	1.95	145,004
第16段階			440万円以上460万円未満の方	2.00	148,722
第17段階			460万円以上480万円未満の方	2.05	152,440
第18段階			480万円以上500万円未満の方	2.10	156,158
第19段階			500万円以上520万円未満の方	2.15	159,876
第20段階			520万円以上540万円未満の方	2.20	163,594
第21段階			540万円以上560万円未満の方	2.25	167,312
第22段階			560万円以上580万円未満の方	2.30	171,030
第23段階			580万円以上600万円未満の方	2.35	174,748
第24段階			600万円以上800万円未満の方	2.40	178,466
第25段階			800万円以上の方	2.50	185,903

（※1）合計所得金額等とは「合計所得金額－特別控除額（※2）－年金所得額」です。この金額が0円以下の場合には0円とみなします。

（※2）特別控除額とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のことです。具体的には以下の①～⑦となります。

- ①収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- ②特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- ③特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- ④農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- ⑤居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- ⑥特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- ⑦上記の①から⑥のうち二つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

ご存じですか？特別児童扶養手当および児童扶養手当



特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

◆特別児童扶養手当を受けることができる方

精神や身体に障害のある児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、または父母にかわって児童を養育している方。この手当と児童扶養手当、児童手当との併給は可能です。

○手当の対象となる児童の障害の程度

特別児童扶養手当 1 級	特別児童扶養手当 2 級
- 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級（内部障害含む）程度に該当するもの - 療育手帳の判定がA程度の知的障害である場合、または同程度の精神症がある場合	- 身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当するもの - 療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

※ただし、次のような場合は、支給されません。

- ①児童および父・母または養育者が日本国内に住んでいないとき ②児童が障害による公的年金を受けることができるとき ③児童が児童福祉施設等に入所しているとき

◆手当の額および支払日

手当月額	（児童1人につき）	支払期	支払日（支給対象月）
1 級	52,500円	4月期	4月11日（12～3月）
2 級	34,970円	8月期	8月11日（4～7月）
		11月期	11月11日（8～11月分）

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

◆児童扶養手当を受けることができる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している父母、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

支給の対象となる児童

- 1、父母が離婚した児童
- 2、父または母が死亡した児童
- 3、父または母が重度の障害の状態にある児童
- 4、父または母の生死が不明な児童
- 5、父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- 6、父または母がDV保護命令を受けた児童
- 7、父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8、母が婚姻によらないで生まれた児童
- 9、母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

手当が支給されない場合

- 1、児童または父または母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 2、児童が児童福祉施設に入所、または里親に委託されているとき
- 3、父または母が婚姻している場合や婚姻していなくても事実上の婚姻関係（同居または頻繁な訪問があり、かつ生活費の援助）にあるとき。
- 4、父または母が児童と別居し、養育しなくなったとき。
- 5、児童が婚姻したとき。

※現在、手当を受けている方で上記に該当になる場合は早急に「資格喪失届」の手続きを行ってください。喪失の手続きが遅れると返還が生じます。

◆児童扶養手当の額および支払日

対象児童数	全部支給		一部支給			
第1子（本体額）	43,160円		43,150円～10,180円			
第2子加算額	10,190円		10,180円～5,100円			
第3子以降加算額	6,110円		6,100円～3,060円			

支払期	5月期	7月期	9月期	11月期	1月期	3月期
支払日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日	1月11日	3月11日
支給対象月	3～4月	5～6月	7～8月	9～10月	11～12月	1～2月

◆所得による支給制限および手当を受ける手続き

受給資格者、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定以上ある場合は、手当の支給が停止されます。また、手当を受けるためには、認定が必要です。福祉事務所子育て支援係窓口で必要書類を添えて請求の手続きをしてください。これらの手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。※詳しくはお問い合わせください。

●問合せ 福祉事務所 子育て支援係 ☎75-4961

国民健康保険 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 の更新



現在お持ちの限度額適用認定証等は、令和2年7月31日で有効期限が切れます。

7月20日より更新申請受付を開始しますので、現在も入院中などで引き続き認定証が必要な方は、8月31日までに更新手続きをされますようお願いいたします。

※ この認定証は交付を受けた月の初日から有効になります。

※ 国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

●更新手続き期間 7月20日（月）～8月31日（月）

●必要書類 国民健康保険証、限度額適用認定証等、本人確認書類、
長期入院（90日を越える入院）の方は入院日数が確認できる領収書等

●更新手続き場所 うきは市役所 市民生活課 国保・年金係／うきは市民センター 2階 浮羽市民課

70歳以上の方については、住民税非課税の方と現役並みⅠ（注1）またはⅡ（注2）の方が認定証の交付対象となります。なお、70歳未満の方については全員が交付対象です。

（注1）課税所得が145万円以上の方

（注2）課税所得が380万円以上の方

★認定証の交付を受けておらず上限額を超えて支払われた場合、後日、高額療養費として払い戻しの申請をすることができます。申請には領収書、通帳等が必要です。

<郵送での申請について>

今年度は郵送での更新申請受付を行います。郵送で申請される場合は、申請書にご記入いただき上記必要書類のコピーを添えて、市役所国保・年金係までお送りください。なお、個人番号を記入されたら個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等）のコピーが必要です。新しい限度額認定証等は住民票のご住所宛に送付いたします。

申請書が必要な場合は、国保・年金係までご連絡ください。申請書は、うきは市ホームページからもダウンロードできます。

●問合せ・送付先

〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地

うきは市役所 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973

第2回

体重減少のための砂糖類とのつきあい方①

うきは市のみなさま、お元気でお過ごしでしょうか？
みなさまの健康をサポートするために、保健課だよりをお届けします。
ぜひみなさまの健康づくりに役立ててくださいね。

体重がなかなか落ちない方へ 知らず知らずに砂糖類を摂取していませんか

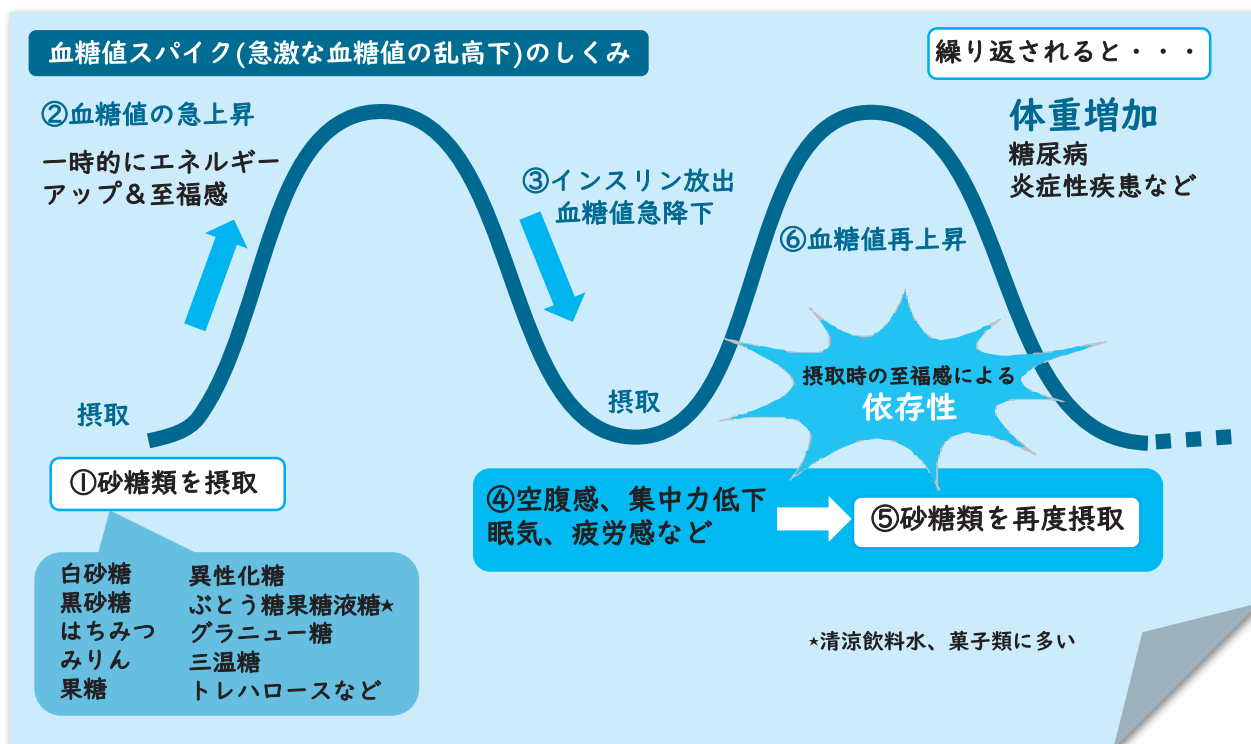
体重を落とすためにご飯の量を減らすなど食事の量を調整しているのに体重が落ちないどころかむしろ増える・そんな経験はありませんか？

実はその結果を阻んでいるのは、砂糖類の知らず知らずの過剰摂取にある可能性があります。ここで言う砂糖類とは白砂糖、黒砂糖、はちみつ、ぶどう糖果糖液糖など食べ物(実や皮など)から分離された糖のことです。ちなみにごはんやめん類等に多く含まれるでんぷんは砂糖類に含みません。

砂糖類は、体に入ると急激に血糖値を上げ体内からインスリンが大量に放出され、血糖値を下げるという血糖値スパイクという状態を作り出します。血糖値スパイクは、限りあるインスリンを無駄遣いしてしまう、血糖値の激しい上下を繰り返すことにより血管を傷めてしまう他に、血糖が急激に下がったときに再び空腹を感じさせて、さらに甘いものを欲するという依存性に問題があるとされています。

このようなしくみで砂糖が添加された食べ物をちょこちょこ口にすると、ちまちまと体重が増え、せっかくの食事量の調整が無効になってしまい、一向に体重を落とせないということになりがちです。

体重を落としたい場合は基本的に砂糖類をできる限り減らすと効果的です。ちなみに、お店に行って食品の原材料欄を見てみると、ほとんどの加工食品には砂糖類が入っていることが分かります。加工食品、調味料など意外と砂糖類は隠れているものです。出来そうなところから砂糖類を減らしてみてください。



今回は砂糖類を抑える方法を具体的にお伝えします。お楽しみに！

●問合せ 保健課 食育・健康対策係 Tel 75-4960

今日の季節野菜



野菜の目安摂取量は一日350g
平均摂取量はおよそ270g
あと一品をプラスして健康管理に役立てましょう

ゴーヤのおひたし

材料(2人分)

ゴーヤ……………100g

薄口醤油……………4g(小さじ2/3)

塩麴……………8g(小さじ1 1/3)

すりごま……………少々

かつお節……………少々

作り方

- 1 ゴーヤは薄切りにして塩麴(または塩)でもみ、熱湯にさっとくぐらせる。
- 2 薄口醤油とゴーヤを和える
- 3 器にゴーヤを盛り付け、すりごまとかつお節をかける。

より健やかな生活をするために！

「男性・女性料理教室」開催

市の食育事業の取組みとして、うきは市食生活改善推進会の指導の下「男性・女性料理教室」を開催します。

テーマは、「いくつになっても元気に動くための食生活を！」です。低栄養予防でいつまでも元気に！たんぱく質で防げる！守れる！料理初心者の方も作れるお料理にチャレンジしてみませんか？お申込みお待ちしております！！

日 時：7月30日(木) 10:00～12:00頃まで (受付9:30～)

場 所：御幸コミュニティセンター 1階 調理実習室

募集人数：20名 (※定員に達し次第、締め切ります。)

申込締切り：7月27日(月) 12:00まで

参加費：300円

調理講師：うきは市食生活改善推進会

●申込先：うきは市役所 保健課 食育・健康対策係 ☎75-4960



医療事務講座参加者募集！

◆7/30～10/15(毎週木) 9/17除く
10時～16時 ※間に1時間休

◆受講料(教材費含) 16,000円

◆定員12名

市内在住・在勤優先ですが、市外の方も受けつけます

◆会場 うきは市民センター(図書館)3F
浮羽町朝田582-1

病院や医院の事務などへ就職を希望される方で、未経験者入門用におすすめの講座です。

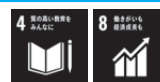
「もう仕事はしているけれど、資格もとりたい！」という方も、どうぞご参加下さい。



※資格取得希望者は、「医療事務技能審査試験」を受講可能となります(受講料7,700円別途必要)。

●問合せ・申込 うきは市男女共同参画センター・だんだん ☎77-2661

Mail: danjo@city.ukiha.lg.jp



あなたもスポーツを始めませんか

うきは市体育協会部員及び登録チーム募集

うきは市体育協会におけるチーム等を11ページまで紹介しています。入会費、会費等については各代表者へお問い合わせください。



競技部	チーム名	練習日	時間	会場	代表者	電話番号
水泳部	イシスイミング	平日 日曜日	16:00～17:00 13:00～14:00	大石小学校プール	大場研治	(090) 3735-6760
	体協うきは	火～日	19:00～	うきはアリーナプール	金子善広	(090) 5027-0294
陸上部	うきはT&F アスリートチャレンジクラブ	火～日	平日13:30～ 2時間 土日祝 9:00～12:00	スポーツアイランド (多目的) ほか	須山正光	(090) 9585-5941
	体協陸上部	火・木・土	18:00～19:30	スポーツアイランド (多目的)	松岡靖彦	76-3088
バスケット ボール部	浮羽 ウィングスJr	火・木・土	火・木 18:00～20:00 土 18:00～20:30	御幸小体育館	三浦道夫	(090) 3605-2924
バレーボール部	吉井クラブ	火・金	19:30～21:30	うきはアリーナ・吉井中	樋口慎吾	(070) 7657-3444
	浮羽青年 バレー部	火・金	19:30～21:30	うきはアリーナ・吉井中	古賀一聡	(090) 4777-2836
	うきはjr バレーボールクラブ	水曜日 土曜日	17:30～20:00 9:00～16:00	御幸小体育館	吉田 茂	(090) 4997-7821
	江南クラブ	問合せ先へ	20:00～22:00	江南小体育館	田中春江	(090) 8226-1221
	千年マ バレーボールクラブ			千年小体育館	山崎啓子	(090) 1516-6147
	吉井MVBC			吉井小体育館	常住清美	(090) 5471-7983
	VC福富			福富小体育館	長尾千恵子	(090) 3010-1114
	御幸ママ	問合せ先へ			秋元祥子	(090) 4516-6253
ソフト テニス部	ジュニア	水・木 土曜日	17:00～19:00 13:30～17:00	吉井体育センター テニスコート	樋口和親	75-2546
	一般クラブ	日曜日	13:00～17:00	吉井体育センター テニスコート	池田文弘	76-2964
	シニア	月～金曜日	10:00～12:00	吉井体育センター テニスコート	野上順猷	75-3312
	ナイター	火・金	19:30～21:30	浮羽体育センター テニスコート	河内桂介	77-6120
卓球部	体協卓球チーム	水曜日 木曜日	9:30～11:30 13:30～15:30	うきはアリーナ	石井譲二	77-3170
バドミントン部	体協バドミントン クラブ	火・土	19:40～21:40	吉井体育センター	杵形県司	(080) 5605-6252
柔道部	体協柔道部	火・水・金・土	19:00～21:00	吉井中武道場	佐藤伸二	77-3401
	柔道修道館	月・水・木	18:00～20:00	修道館柔道場 (自動車学校西)	吉村信夫	(0946) 62-1629
剣道部	山春道場	火・金	18:30～20:00	山春武道場	大山研一	77-5144
	御幸道場	月曜日	18:30～20:00	御幸小体育館	水城政仁	77-6093
		水・金	18:30～20:00	うきはアリーナ		
	福富道場	月・水・金	18:30～20:00	福富小体育館	樋口栄三郎	76-4088
	江南剣心会	月・水・土	18:30～20:00	江南小体育館	石井秀子	75-2305
	青雲館	月・水	月 18:30～20:30 水 18:30～19:40	吉井体育センター 体育館	木下敏光	(080) 6422-9673
相撲部	体協相撲部	木曜日	19:00～	浮羽体育センター	三善康敬	77-8530

競技部	チーム名	練習日	時間	会場	代表者	電話番号
ソフトボール部	体協ソフトボールチーム	会社、行政区単位でチームを作り参加してください			河内則行	(090) 8765-3357
空手道部	修武館本部	月・水・金	18:30~20:00	修武館本部 (浄満寺内)	野上修一	(090) 3883-9811
	浮羽修武館	火・木・土	19:00~21:00	山春武道場	白井順蔵	(090) 8761-3371
登山部	体協登山部	土・日・祝	昼間	国内の山	田代博道	75-3228
野球部	山春ベアーズ	火・水・金 土・日	平日 17:30~ 土日 14:00~	大春トリムセンター	河北研一	(090) 7385-7003
	大石ジャイアンツ	火・水・金 土・日・祝	平日 17:00~ 土日祝 9:00~	大石小グラウンド	佐伯	(090) 4980-6150
	御幸タイガース	火・水・木 土・日	17:00~	御幸小グラウンド	佐藤幸夫	(090) 3987-3463
	千年ドラゴンズ	水・金 土・日	平日 17:00~ 土日 8:30~	千年小グラウンド	國武 廉	(090) 3463-5027
	吉井クラブ	火・水・金 土・日	平日 17:00~ 土日 8:00~	吉井小グラウンド	井上	(080) 1761-0427
	福富少年野球クラブ	火・水・金 土・日・祝	平日 17:00~ 土日祝⇒1日	福富小グラウンド	永瀬富士郎	(090) 5025-7638
	浮羽ボーイズ	火・水・金 土・日・祝	平日 17:00~ 土日祝 9:00~	スポーツアイランド (野球場)	池田敬一	(090) 7162-9122
	一般・社会人	チームをつくり参加してください。			江藤 明	(090) 1348-3384
銃剣道部	体協銃剣道部	水・金	19:00~21:00	吉井中武道場	小野智弘	(080) 1743-0800
少林寺拳法部	浮羽道場	月・水・金	18:30~20:30	浮羽道場 (浮羽862-4)	古賀恒徳	77-2773
	吉井道場	月・水・金	18:30~20:30	吉井道場 (清瀬20-11)	石井武俊	76-3989
グラウンドゴルフ部	吉井チーム	校区により異なる			校区老人会グラウンドゴルフ部	
	うきはグラウンドゴルフクラブ	火・水・金	夏場8:00 冬場13:30	浮羽体育センター グラウンド	高浪 豊	77-6667
体協ターゲットバードゴルフ部		毎日	8:30~11:30	大春トリムセンターほか	久保山和彦	76-3190
硬式テニス部	ジュニア	火・水・木・金	18:30~20:30	アイランドテニス コート	坪井 浩明	(090) 2710-9670
	一般	日・祝	13:00~18:00			
ラグビー部	浮羽ヤングラガーズ	日曜日	9:30~12:00	吉井体育センター 大春トリムセンター	久恒 章	(090) 2583-1348
	浮羽 RFC	日曜日	9:00~12:00	究真館グラウンド スポーツアイランド	鈴木達雄	(090) 9404-0566
サッカー【キッズ】	ちとせFC	火・木・土	火・木 17:00~19:00 土 12:00~16:00	千年小・ グリーンコート他	大石博昭	(090) 6294-0378
	FCうきは ジュニオール	水・金	18:30~20:30	浮羽体育センター	舎川洋平	(090) 9564-7083
サッカー【女子】	キャビーズ	金曜日	20:00~22:00	吉井体育センター 体育館	永田良雄	(090) 1193-2448
	ベリーベールうきは	金曜日	20:00~22:00	吉井体育センター 体育館	永田良雄	(090) 1193-2448
	ビッグストーン	水曜日	20:00~22:00	吉井体育センター 体育館	塚本洋子	75-4777
サッカー【一般】	うきはシニア	金曜日	19:30~21:30	浮羽体育センター	生野基樹	(090) 4475-4277
	FCうきは	金曜日	19:30~21:30	浮羽体育センター	園田智史	(080) 3967-0937
	UCFC	水・土	水 19:00~21:00 土 13:00~17:00	スポーツアイランド 大春トリムセンター	足立裕紀	(090) 7921-8584
	REGALIA千寿	火・木	火 19:30~21:30 木 20:30~21:30	うきはアリーナ	秦 光廣	(090) 1972-6222

『耳納風土記』③壊山物語

くえやま



皆様がこの記事を目にする頃は梅雨が明けているでしょうか？この時期だからこそ、そして今年だからこそ皆様に読んでいただきたい、そんな耳納風土記第3回です。

今からちょうど300年前の享保5年（1720）、江戸時代に耳納連山で大規模な土砂災害が起こっています。この享保5年の土砂災害は、梅雨末期に3日間降り続いた豪雨により起こったもので、降り方、災害の規模は平成29年九州北部豪雨を彷彿とさせます。その様子を「壊山（くえやま）物語」と題された古文書から読み解いてみましょう。

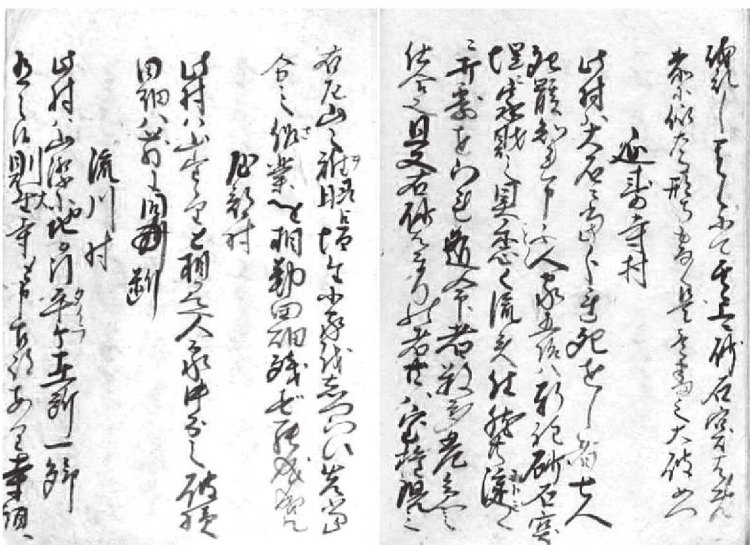
この文書には当時の竹野郡、山本郡、生葉郡の田畑、家の被害状況や被害者数などが克明に記録されており、当時の悲惨な状況が生々しく伝えられています。被害が特に大きかったのは現在の福富校区にあった村々ですが、その記述をいくつか紹介します。

安富村の記述には^{このむら たにぎわ}「此村ハ谷際^{ゆえ}故殊外大石詰出ス^{くつがえ}其故ニ人家^{じんか}谷そこより覆り相果てし者老若男女三拾人（中略）三十軒の在所なるが三軒残し斗りにて跡は石川原^{まかりな}と罷成ル（中略）大木数多有之しもことごと根こげ仕さんを乱しことごとにて其上ニ砂石突はめ前に似たる形もなく是壺番の大破めつ」とあり、家が土台から流され、30人もの死者が出たこと、大木が根こそぎ流れ土砂とともに押し寄せ、集落がほぼ壊滅したことが分かります。



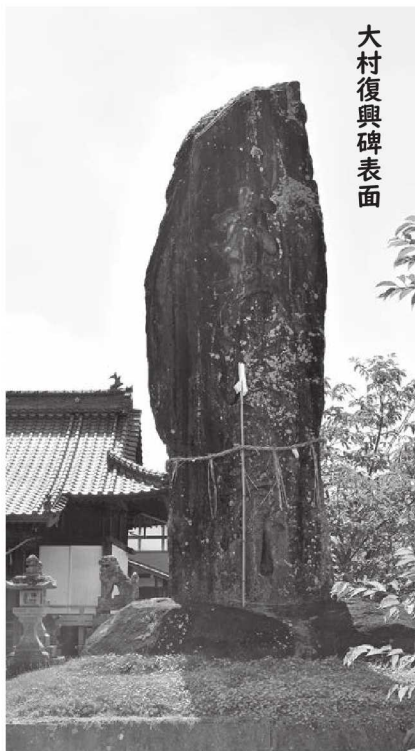
安富村の記述は壊山物語の中で一番長く、被害の大きさが伺える（写真は安富村の記述一部）。

隣の延寿村は「（前略）人家五拾^{すないしつさうみ}八軒砂石突埋ニ家財之具悉く^{かざいのぐことごと}流出仕然共淀淀ニ打寄せ^{りゅうしゅうつかまつるしかれどもよほど}られ遁命者数多危急之仕合也」とあり、家は土砂で埋まり家財は多く失われたものの押し寄せる土砂の流れが比較的ゆっくりだったため命を取り留めたものが多くいたことが分かります。当時の安富村は現在よりもっと南の谷筋にあり、享保の災害後に現在の場所によって被害状況が大きく異なることが分かる興味深い記述です。



延寿寺村の記述

では次に、市内に残された享保5年の災害の記憶を見ていきましょう。現在のように、写真や映像などで災害の記憶を伝える手段が無かった昔、災害を経験した人々は、しばしば石碑に記憶を刻みました。

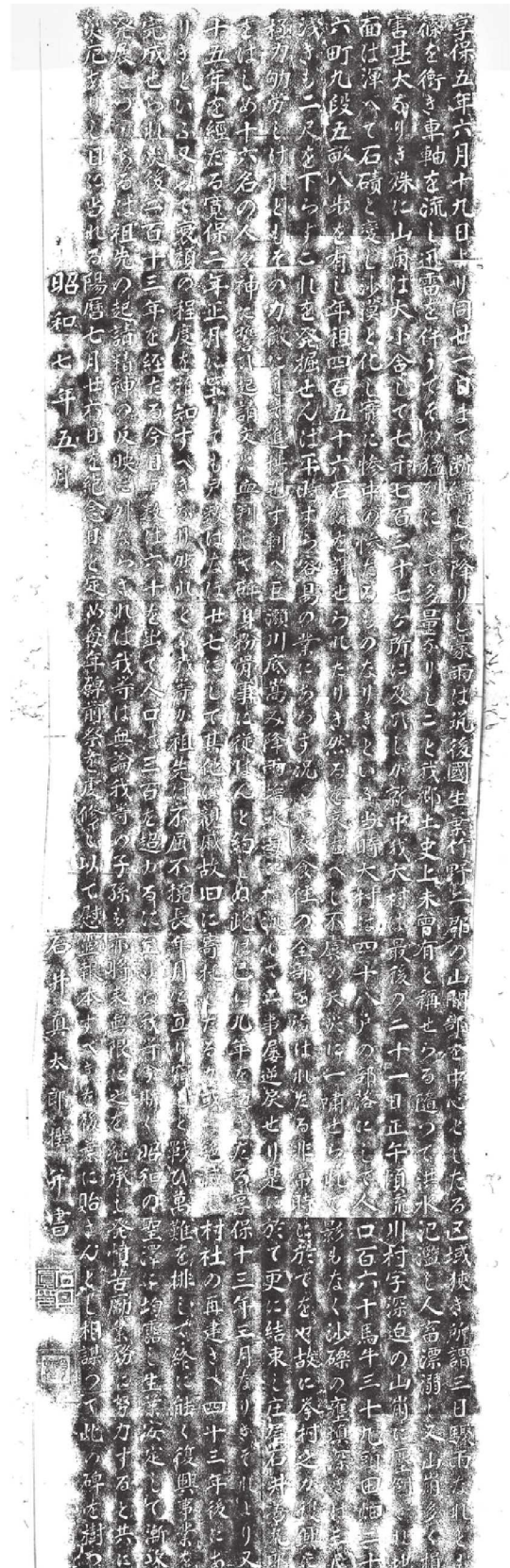


大村復興碑表面

その1つが大村集落の天満宮境内の高さ4m弱にも及ぶ巨大な石碑です。建立されたのは昭和7年（1932）ですが、表面には大きく「大村復興碑」の文字が彫られており、裏面に災害の発生と復興の様子を記した長い碑文が刻まれています。

碑文を現代語で要約すると次のようなことが書かれています。「大村は21日正午頃に発生した流川深迫の山崩れに襲われ、地面はすべて土砂の砂漠と化し、惨状は目を覆うばかりであった。土砂の深さは60cm～90cmにも及び、さらに巨瀬川に溜まった土砂の影響でたびたび氾濫が発生し、復興事業は何十年にも及んだ。このような困難の中で、世代を超えた復興が遂に成し遂げられた。自分たちも、子孫もこれから先、この精神を受け継いで努力せねばならない。災害が発生した太陽暦7月26日を記念日とし、祖先の恩に報い、さらにこのことを後世に伝えるために復興碑を建てることにした。」先祖の苦勞と、願いが読み取れる碑文です。

大きな災害が起きると、それを語り継ぐことが大事だとよく言われます。それはなにも、犠牲になった人々を慰めるためばかりではありません。生き残った人々が、子孫に同じ悲しみを味わってほしくないためでもあるのです。うきは市は耳納連山と筑後川に挟まれ、これらは豊かな恵みをもたらしてくれる一方で時には牙をむくことも決して忘れてはいけません。災害に対して危機感を持ち、自分や周りの人の身を守ることで祖先の想いに応え、そして未来に受け継いでいきましょう。



大村復興碑裏面碑文拓本



人権・同和問題

～市民意識調査の結果から①～

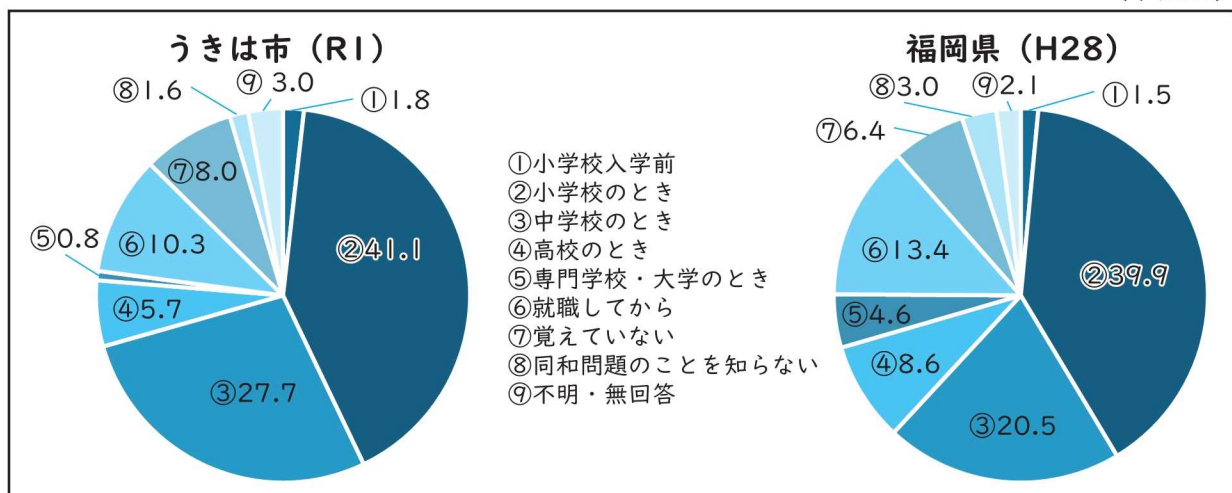
昨年度、市内の2,000人を対象に実施した、人権・同和問題市民意識調査の結果がまとまりましたので、今年度、数回に分けて結果をお伝えしていきます。

同和問題とは、日本の歴史の過程で形づくられた身分差別により、一部の人たちが長い間社会の中で差別を受け、今なお存在している課題のことです。平成28年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成31年3月には「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を改正施行しました。法律や条例にそって、市は様々な施策を実施していきます。

では、うきは市民は、同和問題について自分との関係をどうとらえているのでしょうか。「うきは市人権・同和問題市民意識調査」の回答結果から見てみます。

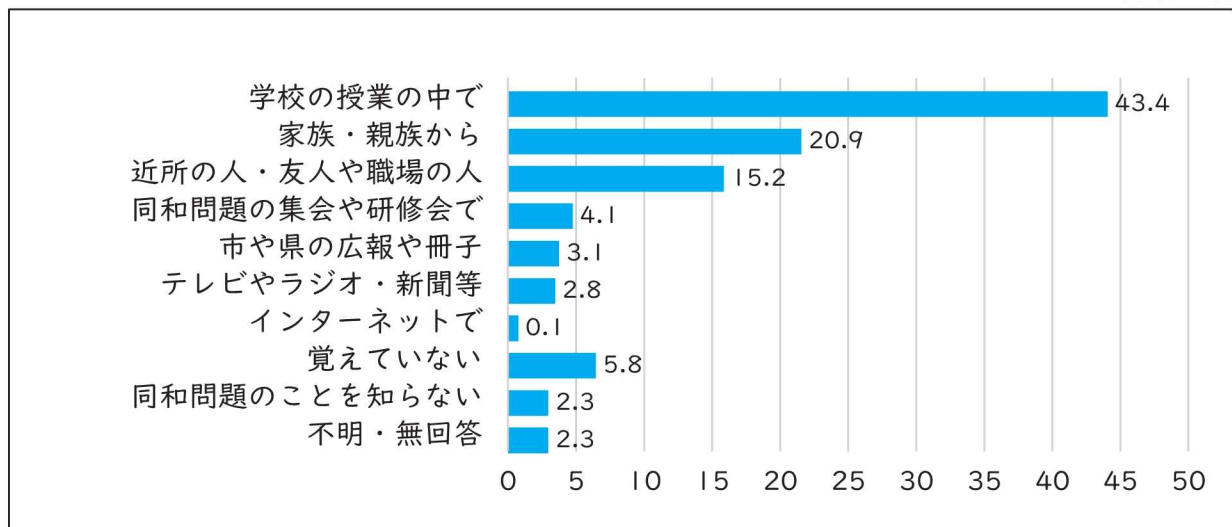
Q あなたが、同和問題を初めて知ったのはいつ頃ですか？（グラフ1）

（単位：%）



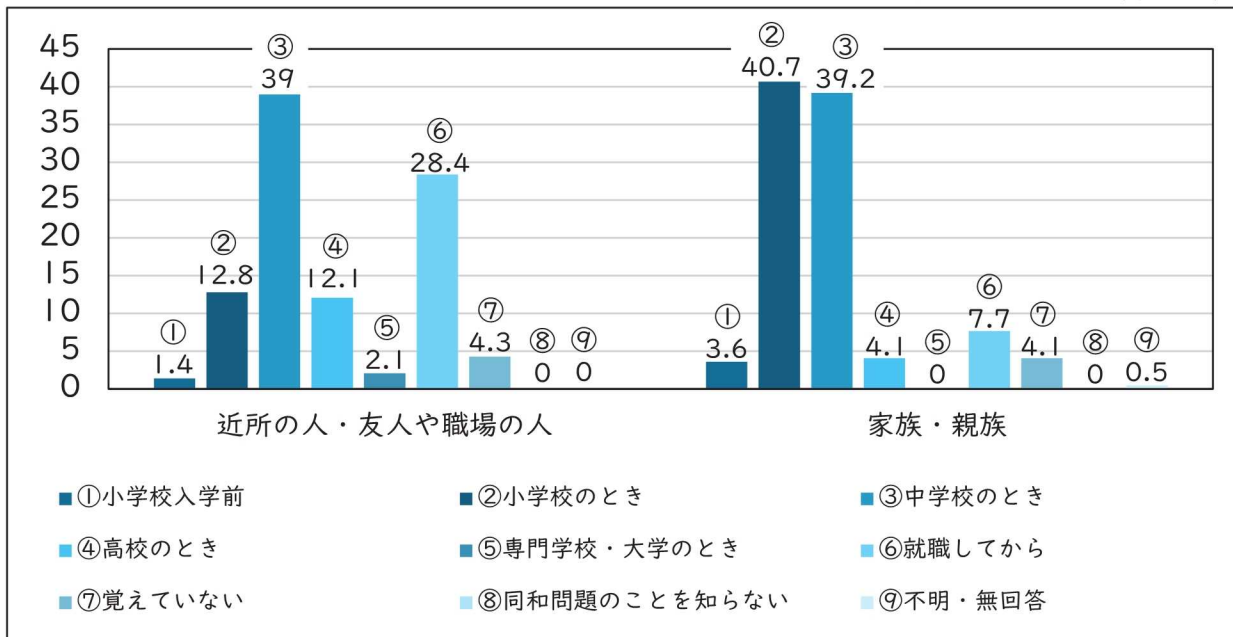
同和問題を初めて知った時期は、「小・中学校時代」が68.8%と義務教育のときに知った人が多く、次が「就職してから」の10.3%です。「同和問題のことを知らない」は1.6%で、ほとんどの人は同和問題を知っているということがわかります。

Q あなたが同和問題について初めて知ったのは誰（何）からでしょうか。（グラフ2）（単位：%）



誰（何）から知り得たかでは、「学校の授業で」が43.4%、次いで「家族・親族」「近所の人・友人や職場の人」が36.1%となっています。

Q 「同和問題を初めて知った時期」と「同和問題についての知識の提供者」（グラフ3）（単位：%）



「同和問題について初めて知った時期は」という質問と「同和問題について初めて知ったのは誰（何）からでしょうか」という質問を組み合わせ集計したところ、知識の提供者が「家族・親族から」の場合、小・中学校のときに79.9%が同和問題についての知識の提供を受けています。

また、「近所の人・友人や職場の人」の場合は、「中学校のとき」が39.0%、「就職してから」が28.4%となっています。

この結果からいえることは、「同和問題を知らなければ差別しない」「同和問題を教えるから差別がなくなる」と考えていても、市民の36.1%（グラフ2より）が、「家族・親族から」「近所の人・友人や職場の人」から同和問題を知らされており、行政の教育・啓発活動や、学校教育の中での学習がなくても部落差別が引き継がれていると考えられます。

「家族・親族」や「近所の人・友人や職場の人」から知らされた場合、「科学的、歴史的、実態的な認識」に基づかないものもあると考え、同和問題を教えるから差別がなくなるという考え方では、同和問題に関する正しい知識を習得できないばかりか、誤った認識を持つ人を増やすかもしれません。

●正しい知識を身に付け、行動し、差別のないまちへ

正しく学習を続けていくことが必要であり、人権に対して関心を持ち、人権問題に対して、人ごとではなく自分の問題だと考えることが重要です。

うきは市でも、市民の皆様に対して人権セミナーや地域人権学習会やまちづくり出前講座などを開催しております。差別は、人がつくったものですから、人の力でなくせるはずです。セミナーや学習会などに参加し、差別を許さない心を育み、差別のない人権のまちをつくっていく一人になりませんか。

人権擁護委員表彰

人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動をその職務として、地域に密着した様々な活動を行っています。

このような使命の下、多年にわたって人権擁護活動に御尽力いただいた人権擁護委員堀江 朱美様が、5月19日、福岡市で開催された福岡県人権擁護委員連合会総会において「福岡県人権擁護委員連合会会長表彰」を受賞されました。おめでとうございます。

くらしの情報



相談

◆福岡県司法書士会 「相続・遺言推進月間」

福岡県司法書士会では、8月を「相続・遺言推進月間」と定め、福岡県内の司法書士が相続登記の手続きや遺言書の作成に関する相談に無料で応じます。

◆期間＝8/1～8/31

【司法書士総合相談センター】

☎0570-783-544

10:00～16:00（平日）8/13・14除く
※最寄りの司法書士事務所を紹介します。
※日時は紹介先の司法書士と要調整

●問合せ 福岡県司法書士会事務局

☎092-722-4131

10:00～16:00（平日）8/13・14除く



お知らせ

◆中小企業退職金共済制度の お知らせ

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。短時間労働者の方のための特例掛金月額も用意されています。また国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。

- ・掛金は全額非課税
- ・掛金の一部を国が助成
- ・社外積立で管理が簡単

●問合せ（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234

◆バスの車内事故防止について のお願い

ただいま、走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキをかける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。
九州運輸局福岡運輸支局
一般社団法人福岡県バス協会

新型コロナウイルス感染拡大の影響による、イベント等の開催内容変更がある場合がございます。変更などの詳細は主催者に直接お問い合わせください。

◆社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

近年、再犯者による犯罪の割合の増加が深刻な問題として社会の重大な関心事になっています。刑法法の認知件数は平成15年のピークを過ぎた後、年々減少傾向にあるものの、SNS等に起因した犯罪被害に遭う児童は後を絶たず、大きな社会問題となっています。また、非行集団等を背景とした連続強盗事件など凶悪な少年事件の発生や児童虐待事案における全国的な通告児童数の増加など、少年問題は「非行」と「被害」の両面において、依然として憂慮すべき状況にあります。

福岡県警本部の統計資料によると、令和元年中に県下で検挙補導された刑法犯少年は1,363人で、前年と比べて減少していますが、粗暴犯（暴行・脅迫等）は増加しています。また、10歳から19歳までの少年人口1,000人あたりに占める刑法犯少年の割合（非行者率）は2.9人で、全国第7位となっています。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にはありません。そして、その更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

今回も、本運動の名称を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～といたしました。

住民の皆様が、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちが非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作りましょう。

うきは保護区保護司会

◆福岡働き方改革 推進支援センターのご案内

◆福岡働き方改革推進支援センターは、厚生労働省（福岡労働局）の委託を受けて、事業所様の働き方改革関連法対応相談、その他各種助成金相談等を下記の方法にて実施しております。

◎電話・メール相談対応

◎センターへの来所相談対応

◎専門家派遣相談対応（最大5回）

※上記相談はすべて無料です。

また、各市町村・各種商工団体等との共催によるセミナーの開催、セミナー講師派遣、専門家による無料相談会等も実施しております。

●問合せ

福岡働き方改革推進支援センター

天神ショッパーズ福岡8階

(株)東京リーガルマインド（LEC）

福岡本校内

☎0800-888-1699

◆預けて安心！自筆証書遺言書 保管制度

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために最も有効な手段です。その中でも、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手数料もかからない便利な遺言の方法です。しかし、これまで遺言者本人の死亡後、遺言書が相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれがありました。

この自筆証書遺言の問題点を解消するための方策として、自筆証書遺言書保管制度が創設され、本年7月10日（金）から全国の法務局で自筆証書遺言書を保管する制度を開始しています。ご自身の財産を大切なご家族へ確実に託すために、自筆証書遺言書を作成される場合は法務局に保管する本制度を是非ご活用下さい。

なお、本制度の手続きには予約が必要であり、遺言書の保管の申請には手数料がかかります。詳しくは、法務省のホームページを御覧になるか、お近くの法務局にお尋ねください。

●問合せ 福岡法務局供託課

☎092-721-9186



保 健

◆断酒会 8月の開催日

◆お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

◆浮羽断酒友の会 19:00～

◆4日・18日（火）うきは市民センター

●問合せ 中野淳一さん

☎090-3605-6724

◆浮羽断酒会（8月例会）20:00～

◆3日・17日・31日（月）総合福祉センター

◆10日（月）筑後吉井こころホスピタル

◆24日（月）朝倉市総合市民センター

●問合せ 田中義嗣さん

☎0943-72-2890



講座・講習会・試験

◆「福岡県介護に関する入門的研修」

◆介護に関する基本的な知識

【A日程】まいピア高田

9/10、11日、17日、18日、24日

【B日程】久留米ビジネスプラザ

9/26、27日、10/4、17日、18日

【C日程】久留米リサーチパーク

2/2、3日、9日、10日、16日

◆開始時間 10:00～

◆定員=50名（先着順）

※終了時間は日程によって異なります。

※5日間受講必須

◆対象=介護未経験者の方

◆参加費=無料

●問合せ 福岡県社会福祉協議会

人材・情報課

☎092-584-3310

<http://www.fuku-shakyo.jp/jinzai/>

◆会計年度任用職員（産休代替職員）の募集について

◆職種=保健師又は看護師

◆募集=1名

◆職務内容=保健事業全般（健康増進・母子保健事業における保健指導等）

◆雇用期間=8/24～3/31

◆勤務時間=8:30～16:30（平日）

※賃金等はうきは市HPをご覧ください

◆採用方法=書類審査、面接により選考

◆申込方法=8/3（月）までに市販の履歴書に必要事項を記載し写真添付のうえ、必要資格証明書（写し）を添えて、下記問合せ先に提出。

●問合せ 保健課 食育・健康対策係

☎75-4960



安心やNET（ねー）うきは

◆不法投棄・不法焼却は犯罪です！

◆ゴミの不法投棄は法律違反です

・不要になったテレビや洗濯機などの家電製品を山野に捨てる

・家屋の解体で発生した建設廃材などを穴を掘って埋める

・河川敷や空き地などで家庭から出たゴミを大量に捨てる

◆野外焼却は禁止です

・家屋の解体で発生した建設廃材などを山林で焼却する

・会社の事業活動に伴って生じた廃棄物を基準に達していない焼却炉で燃やす

・家庭から出たゴミを庭先で燃やす

～身近な犯罪・交通事故発生状況～

《うきは署管5月中》

自転車盗難1件、バイク盗難1件

侵入盗3件【うきは警察署】

◆インターネットバンキングを利用した不正送金被害の発生！ ～メールのリンクは開かないで～

◆被害に逢わないために

①メールのリンクからアクセスしない
②金融機関などの公式ホームページで確認する。

◆こんなときは金融機関に連絡を

①残高の確認等で、不正送金の被害に気が付いたとき

②「送金しました」等の身に覚えのないメールを受信したとき

※犯人が出金する前など、早期に連絡することで被害を防止出来る場合があります。県警ホームページに「フィッシング」情報提供ページを開設！

情報提供専用フォーム

はこちら→



ごみの水切りにご協力ください

うきは市では生ごみは燃やさず、灯油を焚いて乾燥させ、成型して燃料（RDF）に加工しています。しかし夏が近づくと、水分の多いごみが増えて、乾燥のための灯油が多く必要になったり、ごみが非常に重く、収集が大変になったりしています。市民の皆様には、ごみの軽量・減量化へのご協力をよろしくお願いします。



《水切りのコツ》

・生ごみは濡らさない
・三角コーナーを吸盤などを使って流しから浮かす
・生ごみをビニール袋ではなく水切りネットに入れる



《水切りのメリット》

・生ゴミの匂いが少なくなり、ハエも寄り付きにくくなる
・軽くなり、持ち運びやすくなる

●問合せ 市民生活課生活環境係
☎75-4972

◆『森林セラピーロードのゴミ拾い』

◆8月10日は山の日です。うきはの森林セラピーロードを訪れる人たちに癒しのひとときを提供しているガイドと一緒に森林セラピーロード付近のゴミ拾いをしませんか。

◆8月10日（月・祝）8:30～11:00

（うきは市民センター（図書館）

北側駐車場）

※集合後、乗り合わせて調音の滝とつづら棚田に分かれて清掃活動します。

◆服装=長袖、長ズボン、帽子、履き慣れた靴、◆持参品=タオル、水筒、軍手・トンガなどゴミ拾いができるもの

◆ご参加いただける方は、前日までに

「うきは市癒しの旅先案内人協会」

☎080-2714-6065へご予約ください。

「感動をいただきます！」 森林セラピーのご紹介（案内人の声）

セラピーロードを歩いて鳥の声、草花の違い、水の音、果樹の育ち、米、野菜の成長等と、今まで気にも留めなかった四季を体験し、自分自身が癒されていました。また、森の中で案内人協会の仲間やお客様達と森林セラピー弁当を食べながらの歓談や5感（視覚、味覚、触覚、嗅覚、聴覚）を使った体験等により、うきはの森や野原に魅せられていきました。お客様が安心・安全に散策される手助けは勿論ですが、まずは自分が楽しく案内しなければ、お客様も癒されないとの思いで案内しています。雲一つない晴天の日の爽快な気分、霧雨日のマイナスイオンが降り注ぐ森の中等、その時々での自然環境の体験をし、今では命の洗濯をさせてもらっています。森林セラピー体験はイベント以外にも随時受け付けています。健康増進やリフレッシュのために、体験してみませんか。

うきは市の皆様も気軽にご参加ください。案内人一同、心よりお待ちしております。

また案内人の養成講座（全6回）も9月より開講いたします。

●申込先：うきは市癒しの旅先案内人協会（080-2714-6065）





新たに高校新卒者を対象とした枠を設けました

募集内容

試験区分 (試験の程度)	採用予定人数	受験資格
一般事務A (高校卒程度)	2人程度	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。(学歴は問いません) ただし、令和3年3月に高等学校を卒業する人を除く。
一般事務B (ICT推進枠) (高校卒程度)	1人程度	昭和50年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、 指定の学校を卒業した人(卒業見込みを含む)又は 民間企業において指定する勤務経験がある人。(※)
一般事務C (高校新卒対象)	1人程度	平成15年4月1日までに生まれた人で、令和3年3月に高等学校卒業予定の人。

※受験資格の詳細については、市ホームページの募集案内を確認してください。

試験のながれ

試験区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
一般事務A 一般事務C	令和2年9月20日(日) 場所:るり色ふるさと館	令和2年 10月中旬～下旬予定	令和2年 11月中旬予定
一般事務B (ICT推進枠)	令和2年9月15日(火)～9月28日(月) (テストセンター形式)		

受験申込

申込書及びエントリーシートは、うきは市役所総務課人事秘書係で配布するほか、うきは市のホームページからダウンロードすることができます。
申込みの際は、必ずホームページ又は募集案内をお読みいただき、期限内に申込みをお願いします。



受付期間: 令和2年8月3日(月)～8月21日(金)

【持参の場合】 平日8時30分～17時15分 うきは市役所総務課人事秘書係まで

【郵送の場合】 8月21日(金)までの消印があるもので、
書類が完備しているものに限り受け付けます



うきは市役所総務課人事秘書係 ☎0943-75-4980

自然の恵みを存分に盛り込んだ
懐石膳を個室でゆっくりと…

最大48名様
収容の大広間も有り

花かご膳
2800円(税込)

お料理 料金
懐石膳 3,700円(税込)～6,300円(税込)
6,300円以上もご予算にて承ります
お昼のお料理 1,500円(税込)～2,800円(税込)
※日曜日は2,800円(税込)～

営業時間 (定休日: 年末年始)
昼の部 午前11時～15時(オーダーストップ14時)
夜の部 午後17時～21時(オーダーストップ20時) ※要予約

ご予約受付
午前9時より

ご法事、ご結納、大切な方のおもてなしにご利用ください。

0943-72-0500

お料理

所在地/久留米市田主丸町益生田694-1 ▶アクセス/県道151号線 益永信号より 車で2分

虫イヤネット・ペットネット
キレイネット・標準ネット

スタイルシェード西日対策

玄関引戸や勝手口にも付けられます

網戸のシーズンです

玄関取替・サッシ・機能ガラス・カーポート
水廻り商品・ブロック塀などご相談ください

コロナ対策
3密対策、ステイホーム
で網戸が大活躍!

日射対策も張替も作替も玄関網戸も無料見積り中

ウインドコンビニうきは ☎ 0120-772-264 ※フリーダイヤルにもお気軽にお問い合わせ下さい

(株)大熊硝子アルミセンター tel 0943-75-2213 〒839-1321 うきは市吉井町1438-1

十割そば

「道の駅うきは」すぐ裏

きふね 浮羽町山北 694-1 0943-73-7380

営業時間 11:00～蕎麦がなくなるまで 定休日 毎週火曜 第二水曜



まちの話題



ゴディバ・ジャパン株式会社 うきは市来訪

6月11日、JAにじとうきは市はゴディバ・ジャパン株式会社と、2月に催された「バレンタインコラボ うきは市産あまおうと世界一流チョコ」企画の成功を振り返り、今後の商品展開などについて意見交換を行いました。うきは市は1年中美味しいフルーツが採れるため、いちごに続き、ぶどうや柿などを使用したコラボ商品や、6次産業化センター「うきは夢ラボ」で加工したドライフルーツなどとのコラボ商品の開発に向け、3者のさらなる連携拡大を図ることについて話が行われました。



うきは市産ビオーネとゴディバ特製チョコに連携拡大への願いを込めました。



うきは市6次産業化研究開発・事業化支援センター「うきは夢ラボ」を見学しました。

第一生命から市内小・中学校へ寄付がありました

6月9日、第一生命保険株式会社吉井営業オフィスから「現状困窮している現場に早急に寄与したい」との思いで新型コロナウイルス感染予防対策として市内小中学校へハンドソープを寄贈いただきました。

今回の寄贈品につきましては学校現場で有効に活用しています。

寄贈品内訳

- ・ハンドソープ(泡タイプ)本体：62本／詰替：121本
- ・ハンドソープ(液体タイプ)本体：62本／詰替：17本



浮羽究真館高校ラグビー部 地域の元気を願い、清掃を行いました

6月20日、部員たちはトレーニングを兼ね、究真館をランニングで出発し、ニュー築水荘(一部、部員の寮として提供)、ヤングラガーズクラブ地域交流館(部員の寮)を經由し、白壁の町並みや、筑後吉井駅駐輪場やトイレなどの清掃を行いました。

部員や吉瀬監督は「日頃お世話になっている地域の方々へ、少しでも元気に過ごしていただけるようにと、感謝の思いを込め、白壁通りや吉井駅などの清掃をさせていただきました。今後も地域に愛されるチームを目指して活動して参ります。」と語ってくれました。

